

第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会

第2回総会



つむぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

期日 令和6年10月11日(金)

場所 えびの市文化センター2階 大研修室

第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会

第 2 回総会 次第

1 開 会

2 準備委員会会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 報告事項 1 第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会
役員及び委員の変更について
- (2) 報告事項 2 第 8 1 回国民スポーツ大会開催地及び会期の正式決定について
- (3) 報告事項 3 第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会開催準備経過
について
- (4) 報告事項 4 第 1 回常任委員会の決定事項について
 - ①えびの市開催推進総合計画
 - ②えびの市準備委員会専門委員会規程

4 審議事項

- (1) 第 1 号議案 第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会
令和 5 年度事業報告
- (2) 第 2 号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会の設置及び
会則改正 (案)
- (3) 第 3 号議案 日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会事務局規程 (案)

5 閉会

第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会

役員及び委員の変更について

第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会会則第 8 条第 1 項及び第 3 項に基づき、令和 5 年 8 月 1 8 日から令和 6 年 1 0 月 1 1 日までの間における役員及び委員の変更について、次のとおり報告します。

【常任委員】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
えびの市議会 副議長	松窪 ミツエ	中山 義彦
えびの市校長会 会長	外赤 隆志	盛満 政仁
宮崎交通株式会社 小林営業所 副所長	平川 由紀	小林営業所 所長 頼本 健一郎
えびの警察署 署長	溝邊 正人	横山 良人
えびの市企画課長	外赤 裕二	黒松 裕貴
えびの市観光商工課長	黒松 裕貴	木原 俊一郎

【委員】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社 企画運輸課長	片田 大士	鹿児島支社 副支社長 前田 秀作
えびの市 PTA 連絡協議会 会長	大門 哲也	田代 好秀
えびの市芸術文化協会 会長	紫雲 宣子	上水 正喜
えびの市建設課長	榎園 和哉	森 隆秀
えびの市立病院 事務局長	木下 哲美	蘭牟田 順子

第 8 1 回国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定

令和 6 年 7 月 1 7 日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、第 8 1 回国民スポーツ大会の開催地及び会期が決定された。

○第 8 1 回国民スポーツ大会の開催地及び会期

開催地：宮崎県

会 期：令和 9 年 9 月 2 6 日（日）～1 0 月 6 日（水）

【えびの市開催競技】

- ・ 正式競技…ボクシング
- ・ デモンストレーションスポーツ…ウォーキング

※各競技の競技日程については、現在調整中で今年度中に正式決定される予定。

第 8 1 回国民スポーツ大会開催準備経過概要

※ は本市関係分

年度	月	内 容
平成26年度	2	(公財) 宮崎県体育協会が宮崎県、宮崎県議会及び宮崎県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
		宮崎県知事が宮崎県議会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
	3	宮崎県議会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
平成27年度	4	宮崎県知事が文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を提出
		宮崎県知事が(公財) 日本体育協会に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、(公財) 日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
	7	(公財) 日本体育協会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解(宮崎県開催が内々定)
平成29年度	10	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催
令和元年度	7	宮崎県準備委員会が名称を「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
		「正式競技」会場地市町村第4次選定【ボクシング(全種別)】開催予定施設：えびの市民体育館
令和2年度	9	(公財) 日本スポーツ協会、(公財) 日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び鹿児島県の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定
		第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会を令和9年に1年延期することが決定
	10	(公財) 日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和9年(2027年)に変更され、開催申請書提出順序了解県(内々定県)として再決定
	11	(一社) 日本ボクシング連盟を視察員として、宮崎県準備委員会、宮崎県ボクシング連盟、えびの市社会教育課が参集してボクシングの中央競技正規視察を実施
令和4年度	7	(公財) 日本スポーツ協会第3回理事会において、第81回国民スポーツ大会宮崎県開催が内定(国スポ内定に伴い第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が併せて内定)
	2	「デモンストレーションスポーツ」実施競技及び会場地市町村第3次選定【ウォーキング】
		第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会設立発起人会を開催
令和5年度	8	第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会設立総会・第1回総会を開催
	10	燃ゆる感動かごしま国体視察 ボクシング競技(鹿児島県阿久根市)
	2	第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会第1回常任委員会を開催
令和6年度	7	(公財) 日本スポーツ協会第3回理事会において、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県開催が決定

第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会

第 1 回常任委員会での決定事項について

第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会会則第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会第 1 回常任委員会にて審議決定した事項について、次のとおり報告します。

①第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会開催推進総合計画

②第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会専門委員会規程

第 81 回国民スポーツ大会えびの市開催推進総合計画

第 81 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）を成功に導くため、えびの市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、宮崎国スポを一過性のものとせず、その開催を通じてスポーツによる活力あるまちづくりや地域活性化へつながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

宮崎国スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開し、豊かな自然や食文化、歴史など、えびの市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが宮崎国スポ開催の意義を理解し、オールえびので大会を盛り上げるとともに、市民の健康増進や生きがいがいづくりにつなげる。

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、えびの市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、えびの市の観光、文化、産業等を広く紹介し、再び訪れていただけるような心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用、又は借用するなど効率的に整備する。

(7) 施設

国民スポーツ大会開催基準要項が定める施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めながら必要な整備を図る。

(8) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ創意工夫を凝らした式典とする。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、可能な限り市内の宿泊施設を利用するとともに、安全で快適な宿舎の確保を図り受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

交通業者及びその他関係機関等と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警備その他関係機関と連携し、消防・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

第81回国民スポーツ大会えびの市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）については、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第81回国民スポーツ大会えびの市開催推進総合年次計画【年度別業務】

別表

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027
逆年	開催5年前	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年
開催県	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県
主要行事	開催内定		開催決定・会期決定 文部科学省・日スポ協 総合視察		リハーサル大会	競技会開催
準備組織等	準備委員会事務局			実行委員会事務局		
				庁内推進会議	リハーサル大会実施本部設置	実施本部設置
えびの市準備委員会（実行委員会）					リハーサル大会	
準備（実行）委員会組織	準備委員会設立発起人会	準備委員会設置 総会 常任委員会	実行委員会設置 総会 常任委員会	総会 常任委員会	総会 常任委員会	総会 常任委員会
			総務企画専門委員会 競技式典専門委員会 宿泊衛生専門委員会 輸送交通専門委員会			解散 ↑ 総会

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027
逆年	開催5年前	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年
開催県	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県
えびの市準備委員会（実行委員会）	総務企画専門委員会		大会運営に関わる各種資料の検討・作成 各計画・要項の立案			事業概要説明会
総務企画専門委員会	総務企画（1）			リハーサル大会予算編成 大会運営費予算編成 企業協賛取扱要項 遺失物・拾得物取扱要項 保険加入要項	リハーサル大会予算執行・決算 大会運営費予算執行・決算 企業協賛の推進 リハ大会保険加入	大会運営費予算執行・決算 大会保険加入
財務（2）						
広報（3）			広報基本計画	広報啓発活動の推進 開催1年前イベント検討 開催1年前イベント		大会報告書作成方針 大会報告書作成
市民運動（4）			市民運動基本計画	市民運動の推進 ボランティア募集要項 ボランティア募集・研修 花いっぱい運動 応援のぼり旗作成 クリーンアップ活動		
観光・おもてなし（5）			歓迎・接伴基本計画	歓迎装飾設置要項 案内所・休憩所設置要項 売店設置運営要項	歓迎装飾・ガイドブックの検討 案内所・休憩所設置準備 売店設置運営準備	歓迎装飾・ガイドブックの作成等 案内所・休憩所の設置 売店設置
競技式典専門委員会	競技（6）		競技運営基本計画 リハ大会開催基本計画 競技用具整備計画検討	競技運営実施計画 リハ大会実施要項 競技用具整備	競技運営実施要項 リハ大会プログラム作成 競技用具整備	競技プログラム作成
施設（7）			競技役員等の編成・調整 競技補助員等の編成・養成 情報通信基本計画	情報通信実施要項 デモスポ実施要項		競技役員等の編成・委嘱 競技補助員等の編成・委嘱 臨時通信施設架設設置 デモスポ開催
式典（8）			施設整備基本計画	施設整備要項		
宿泊衛生専門委員会	宿泊（9）	第1次仮配宿	宿泊基本計画	第2次仮配宿 第3次仮配宿 弁当調達要項		開閉会式・表彰式の実施 炬火イベント実施 宿泊本部設置 配宿実施 弁当調達実施
医事・衛生（10）			医事・衛生基本計画	医療救護実施要項 防疫対策要項 食品衛生対策実施要項 環境衛生対策実施要項	リハ大会救護所設置 防疫対策の推進 食品衛生対策の推進 環境衛生対策の推進	救護本部 救護所設置
輸送交通専門委員会	輸送・交通（11）		輸送交通基本計画	輸送交通業務実施要項	リハ大会輸送実施	輸送本部設置
消防・警備（12）			消防・警備基本計画	消防・警備業務実施要項	リハ大会消防・警備本部設置	消防・警備本部設置

第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会会則（令和 5 年 8 月 1 8 日施行）第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第 2 条 専門委員会の名称並びに第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月21日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項 に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典専門委員会	1 競技運営に関すること 2 式典に関すること 3 競技会場に関すること 4 その他競技式典に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事及び衛生に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関する こと 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 消防及び警備に関すること 3 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会
専門委員会委員名簿

【総務企画専門委員会】

(順不同・敬称略)

	選出区分	団体・機関名	氏 名	備考
1	スポーツ関係	えびの市スポーツ協会	赤川 一郎	※
2		えびの市スポーツ少年団	赤崎 正史	
3	学校関係	えびの市校長会	外赤 隆志	
4		宮崎県立飯野高等学校	光神 省三	※
5		日章学園九州国際高等学校	屋田 伸仁	※
6	産業・経済関係	えびの市商工会	白石 昌彦	
7		えびの青年会議所	川畑 博志	
8	農業関係	宮崎県農業協同組合 えびの市地区本部 地区本部長	小吹 敏博	
9	観光・宿泊関係	えびの市観光協会	福元 英雄	※
10		えびの市スポーツ観光推進協議会	中村 兼法	※
11		京町温泉旅館組合	中村 兼法	※
12	社会団体関係	えびの市社会福祉協議会	瀬戸崎 恵子	
13		えびの市自治会連合会	宮浦 佳紀	
14		えびの市地域婦人連絡協議会	上原 聖	
15		えびの市 P T A 連絡協議会	大門 哲也	
16		えびの市芸術文化協会	紫雲 宣子	
17	市関係	えびの市総務課	谷元 靖彦	
18		えびの市企画課	外赤 裕二	※
19		えびの市財政課	宮浦 浩二	
20		えびの市観光商工課	黒松 裕貴	※
21		えびの市市民協働課	外村 幸一	
22		えびの市畜産農政課	川越 政文	

【競技式典専門委員会】

(順不同・敬称略)

	選出区分	団体・機関名	氏 名	備考
1	競技団体	宮崎県ボクシング連盟	萩原 利文	
2		宮崎県ボクシング連盟	出口 誠	
3	スポーツ関係	えびの市スポーツ協会	赤川 一郎	※
4		えびの市スポーツ推進委員協議会	三浦 近男	
5		えびの市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	松葉 一弘	
6	学校関係	宮崎県立飯野高等学校	光神 省三	※
7		日章学園九州国際高等学校	屋田 伸仁	※
8	市関係	えびの市企画課	外赤 裕二	※
9		えびの市教育委員会 学校教育課	大河平 隆公	

【宿泊衛生専門委員会】

(順不同・敬称略)

	選出区分	団体・機関名	氏 名	備考
1	観光・宿泊関係	えびの市観光協会	福元 英雄	※
2		えびの市スポーツ観光推進協議会	中村 兼法	※
3		京町温泉旅館組合	中村 兼法	※
4	医療関係	一般社団法人 西諸医師会	内村 大介	
5		公益社団法人 宮崎県看護協会	弓削 尚美	
6	市関係	えびの市観光商工課	黒松 裕貴	※
7		えびの市立病院	木下 哲美	
8		えびの市健康保険課	井手平 慎一	
9		えびの市市民環境課	南鶴 孝	

【輸送交通専門委員会】

(順不同・敬称略)

	選出区分	団体・機関名	氏 名	備考
1	運輸・輸送関係	一般社団法人 宮崎県タクシー協会 小林支部	後口 昌賢	
2		宮崎交通株式会社 小林営業所	平川 由紀	
3		九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社	片田 大士	
4	消防・警備関係	えびの警察署	溝邊 正人	
5		西諸広域行政事務組合消防本部 えびの消防署	南 雄二	
6		陸上自衛隊第24普通科連隊長兼えびの駐屯地	大江 良治	
7	市関係	えびの市財産管理課	有村 充	
8		えびの市基地・防災対策課	坂本 和彦	
9		えびの市建設課	榎園 和哉	

※は重複して専門委員会に所属する

第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会
令和 5 年度事業報告

1 会議の開催

(1) 総会

①設立総会・第 1 回総会（令和 5 年 8 月 1 8 日）

(2) 常任委員会

①第 1 回常任委員会（令和 6 年 2 月 2 1 日）

2 開催準備業務の推進

(1) 第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市開催基本方針及び開催推進総合計画の策定

(2) 啓発活動の実施

①チラシ及び啓発物作成・配布

②田の神さあの里産業文化祭にて、国スポ・障スポ啓発ブースを出展

(3) 各種調査業務

県競技団体と連絡調整のもと県準備委員会が行う各種調査への回答

①競技用具整備計画（第 2 次）調査

②練習会場（第 2 次）調査

③競技別リハーサル大会開催意向（第 1 次・再）調査

④第 1 次配宿及び充足対策意向調査

⑤競技補助員編成（第 1 次）調査

⑥競技会会期（第 2 次）調査

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

(1) 県準備委員会事務局との連絡調整

①市町村担当者会議（令和 5 年 5 月 1 2 日、1 1 月 1 3 ・ 1 4 日）

②競技用具整備計画（第 2 次）調査に係るヒアリング（令和 5 年 1 1 月 2 2 日）

③競技別リハーサル大会運営費補助金・本大会運営交付金及び広報関係説明会
（WEB 会議 令和 5 年 9 月 2 7 日）

④宿泊業務に係るヒアリング（令和 6 年 3 月 1 2 日）

⑤企業協賛市町村担当者説明会（令和 6 年 3 月 1 5 日）

(2) 関係機関との連絡調整

①国スポ練習会場管理者への施設借用打診

・宮崎県立飯野高等学校体育館・武道場・運動場

4 先催地の準備状況等の調査及び研究

(1) 特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」ボクシング競技視察

(阿久根市：令和5年10月7～12日)

(2) 特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」ボクシング競技会事業概要説明会

(阿久根市：令和6年1月11～12日)

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会の設置について（案）

1 趣旨

令和6年7月17日の公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第81回国民スポーツ大会の宮崎県での開催が正式決定されたことから、同協会が定める国民スポーツ大会開催基準要項の規定に基づき、現在の組織である「第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を改組し、「日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置するもの。

【参考】国民スポーツ大会開催基準要項（一部抜粋）

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

（1）開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。

2 実行委員会の概要

（1）名称

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会

（2）組織

準備委員会総会、常任委員会及び専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。

（3）役員、委員等の構成

会長、副会長等の役員及び委員は、準備委員会の役員及び委員を充てる（準備委員会委員を実行委員会委員へ委嘱されたこととみなす規定を附則へ追加）。

また、役員に監事を追加する。

3 会則等の改正

「第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会会則」を「日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会会則」に改める。

また、準備委員会等でこれまでに決定された方針、計画及び関係諸規程中の文言について、以下のとおり改める。

①第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会

⇒日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会

②準備委員会

⇒実行委員会

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会において、えびの市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- （1） 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2） 競技会の開催に係る準備に関すること。
- （3） 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- （4） 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5） 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- （6） その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1） えびの市を代表する者
- （2） えびの市議会を代表する者
- （3） 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （4） その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- （1） 会 長 1名
- （2） 副 会 長 5名以内
- （3） 常任委員 25名以内
- （4） 監 事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、えびの市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び**監事**は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、**実行**委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから**実行**委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 **実行**委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。
ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、
代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（常任委員会）

- 第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員会の任期等において準用する。
- 10 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告のあった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

- 第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会等において報告し、その承認を得なければならない。

(代決)

第14条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した副会長が代決する。

第5章 旅費

(費用弁償)

第15条 市内に在住または勤務している実行委員会の委員等が、第3章に規定する会議へ出席したときは、1,200円を支給して費用弁償するものとする。

2 市外に在住または勤務している実行委員会の委員等が、第3章に規定する会議へ出席したときは、所在地から会議を行う会場までの往復距離（1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）に1キロメートルあたり37円を乗じて得た金額を支給して費用弁償するものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第18条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第19条 実行委員会の事業報告及び収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要事項は、会長が別に定める。

第8章 解散

(解散)

第21条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産)

第22条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、えびの市に帰属するものとする。

第9章 補則

(委任)

第23条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年8月18日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年10月11日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会の役員、委員、または専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員または専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際に、現に制定されている第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会の方針、計画及び関係規程中の「第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会」を「日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会」に「準備委員会」を「実行委員会」に読み替えるものとする。
- 4 令和6年度の会計年度は、第20条の規定にかかわらず、施行の日から令和7年3月31日までとする。

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会委員及び役員名簿（案）

【会長】 1名

（順不同・敬称略）

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏 名
1	市関係	えびの市長	村岡 隆明

【副会長】 5名

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏 名
1	市議会関係	えびの市議会 議長	竹中 雪宏
2	市関係	えびの市副市長	甲斐 正文
3		えびの市教育委員会 教育長	永山 新一
4	スポーツ関係	えびの市スポーツ協会 会長	赤川 一郎
5	産業・経済関係	えびの市商工会 会長	白石 昌彦

【常任委員】 23名

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏 名
1	市議会関係	えびの市議会 副議長	松窪 ミツエ
2	競技団体	宮崎県ボクシング連盟 会長	萩原 利文
3		宮崎県ボクシング連盟 理事長	出口 誠
4	スポーツ関係	えびの市スポーツ推進委員協議会 会長	三浦 近男
5	学校関係	えびの市校長会 会長	外赤 隆志
6		宮崎県立飯野高等学校 校長	光神 省三
7	観光・宿泊関係	えびの市観光協会 会長	福元 英雄
8	農業関係	宮崎県農業協同組合 えびの市地区本部 地区本部長	小吹 敏博
9	医療関係	一般社団法人 西諸医師会 会長	内村 大介
10	運輸・輸送関係	一般社団法人 宮崎県タクシー協会 小林支部 支部長	後口 昌賢
11		宮崎交通株式会社 小林営業所 副所長	平川 由紀
12	社会団体関係	えびの市社会福祉協議会 会長	瀬戸崎 恵子
13		えびの市自治会連合会 会長	宮浦 佳紀
14	警備・防災関係	えびの警察署 署長	溝邊 正人
15		西諸広域行政事務組合消防本部 えびの消防署 署長	南 雄二
16	市関係	えびの市総務課長	谷元 靖彦
17		えびの市企画課長	外赤 裕二
18		えびの市財政課長	宮浦 浩二
19		えびの市基地・防災対策課長	坂本 和彦
20		えびの市市民協働課長	外村 幸一
21		えびの市観光商工課長	黒松 裕貴
22		えびの市健康保険課長	井手平 慎一
23		えびの市教育委員会 学校教育課長	大河平 隆公

【監事】 2名

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏 名
1	市関係	えびの市代表監査委員	白坂 良二
2		えびの市会計管理者	押川 国智

【委員】 19名

N0	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏 名
1	競技団体	宮崎県ボクシング連盟 副理事長	長嶺 秀昭
2		宮崎県ボクシング連盟 事務局長	井上 晶子
3	スポーツ関係	えびの市スポーツ少年団 本部長	赤崎 正史
4		えびの市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 会長	松葉 一弘
5	学校関係	日章学園九州国際高等学校 校長	屋田 伸仁
6	観光・宿泊関係	えびの市スポーツ観光推進協議会 会長	中村 兼法
7		京町温泉旅館組合 組合長	中村 兼法
8	医療関係	公益社団法人 宮崎県看護協会 小林・えびの・西諸県地区理事	弓削 尚美
9	運輸・輸送関係	九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社 企画運輸課長	片田 大士
10	社会団体関係	えびの青年会議所 理事長	川畑 博志
11		えびの市地域婦人連絡協議会 会長	上原 聖
12		えびの市PTA連絡協議会 会長	大門 哲也
13		えびの市芸術文化協会 会長	紫雲 宣子
14	警備・防災関係	第24普通科連隊長兼えびの駐屯地司令	大江 良治
15	市関係	えびの市財産管理課長	有村 充
16		えびの市畜産農政課長	川越 政文
17		えびの市建設課長	榎園 和哉
18		えびの市市民環境課長	南鶴 孝
19		えびの市立病院 事務長	木下 哲美

会長	1名
副会長	5名
常任委員	23名
監事	2名
委員	19名
計	50名

日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会会則（令和6年10月11日総会議決。以下「会則」という。）第16条第2項の規定に基づき、日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 実行委員会事務局（以下「事務局」という。）は、えびの市教育委員会社会教育課内に置く。

（所掌事務）

第3条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）会則第3条各号に規定する事項の事務処理に関すること。
- （2）実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
- （3）実行委員会の会議の開催運営に関すること。
- （4）実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
- （5）実行委員会の予算及び決算に関すること。
- （6）その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

（職員）

第4条 事務局には、次の職員を置く。

- （1）事務局長 1名
- （2）事務局次長 1名
- （3）事務局職員 若干名

2 事務局長は、えびの市教育委員会社会教育課長をもって充てる。

3 事務局次長は、えびの市教育委員会社会教育課市民体育係長をもって充てる。

4 事務局職員は、えびの市教育委員会社会教育課職員のほか、必要に応じて会計年度任用職員を置くことができる。

5 前4項の職員（以下「職員」という。）は、日本のひなた宮崎 国スポえびの市実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

（職務）

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（服務）

第6条 職員の服務については、えびの市服務規程（昭和41年11月3日えびの町訓令第2号）の例による。

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 実行委員会の収入、支出、予算等に関すること。
- (6) その他特に重要又は異例であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長は、別表第1に掲げる事項を専決するものとする

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、あらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決することができる。

- 2 特に重要と認められる事項について会長があらかじめ処理の方針を示したもの又は緊急につきやむを得ない事項については、代決をすることができる。
- 3 前2項の規定により代決した事項については、速やかに決裁権者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたもの又は定例若しくは軽易なものについては、この限りではない。

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「国スえ実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。

ただし、軽易な文書については、この限りではない。

- 2 決裁文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 事務局長

(文書の保存)

第11条 処理済の文書は、事務局において編さんし、事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。

- 2 会則第21条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書をえびの市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取り扱いについては、えびの市文書管理規則（平成18年3月31日えびの市規則第17号）の例による。

(公印)

第13条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ及び用途は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取り扱いについては、えびの市公印規程（昭和41

年 1 1 月 3 日えびの町訓令第 1 号) の例による。

(旅費)

第 1 5 条 職員の旅費の額及びその支給方法については、えびの市職員等の旅費（昭和 4 2 年 9 月 2 7 日えびの町条例第 5 5 号）に関する条例及びえびの市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 1 2 月 1 6 日えびの市条例第 3 0 号）の例による。

(予算)

第 1 6 条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第 1 7 条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

(出納員)

第 1 8 条 事務局に出納その他会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 1 9 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第 2 0 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、えびの市財務規則（昭和 4 7 年 3 月 1 5 日えびの市規則第 2 号）その他えびの市の財務に関する規則等の例による。

(委任)

第 2 1 条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 0 月 1 1 日から施行する。

別表第1（第8条関係）

事 項	事務局長
（１）軽易な申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること。	○
（２）事務局の組織及び運営に関すること。	○
（３）事務の分担に関すること。	○
（４）旅行命令に関すること。	事務局次長、事務局職員
（５）予算の収入・支出に関すること。	えびの市専決及び代決規程を準用する。
（６）契約に関すること。	えびの市専決及び代決規程を準用する。
（７）予算の流用及び配当替えに関すること。	○
（８）前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関すること。	○

別表第2（第13条関係）

名 称	形状	大きさ	用途
日本のひなた宮崎 国スポえびの市 実行委員会会長之印	正方形	24 ミリメートル	会長名をもってする 文書
日本のひなた宮崎 国スポえびの市 実行委員会事務局長之印	正方形	21 ミリメートル	事務局長名をもって する文書

参考資料

資料1 第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会

委員及び役員名簿

資料2 第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会会則

資料3 えびの市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第 8 1 回国民スポーツ大会えびの市準備委員会委員及び役員名簿

(新任者については備考欄に「※」を記載)

【会長】 1 名

(順不同・敬称略)

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏 名	備考
1	市関係	えびの市長	村岡 隆明	

【副会長】 5 名

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏 名	備考
1	市議会関係	えびの市議会 議長	竹中 雪宏	
2	市関係	えびの市副市長	甲斐 正文	
3		えびの市教育委員会 教育長	永山 新一	
4	スポーツ関係	えびの市スポーツ協会 会長	赤川 一郎	
5	産業・経済関係	えびの市商工会 会長	白石 昌彦	

【常任委員】 23 名

NO	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏 名	備考
1	市議会関係	えびの市議会 副議長	松窪 ミツエ	
2	競技団体	宮崎県ボクシング連盟 会長	萩原 利文	
3		宮崎県ボクシング連盟 理事長	出口 誠	
4	スポーツ関係	えびの市スポーツ推進委員協議会 会長	三浦 近男	
5	学校関係	えびの市校長会 会長	外赤 隆志	※
6		宮崎県立飯野高等学校 校長	光神 省三	
7	観光・宿泊関係	えびの市観光協会 会長	福元 英雄	
8	農業関係	宮崎県農業協同組合 えびの市地区本部 地区本部長	小吹 敏博	
9	医療関係	一般社団法人 西諸医師会 会長	内村 大介	
10	運輸・輸送関係	一般社団法人 宮崎県タクシー協会 小林支部 支部長	後口 昌賢	
11		宮崎交通株式会社 小林営業所 副所長	平川 由紀	
12	社会団体関係	えびの市社会福祉協議会 会長	瀬戸崎 恵子	
13		えびの市自治会連合会 会長	宮浦 佳紀	
14	警備・防災関係	えびの警察署 署長	溝邊 正人	※
15		西諸広域行政事務組合消防本部 えびの消防署 署長	南 雄二	
16	市関係	えびの市総務課長	谷元 靖彦	
17		えびの市企画課長	外赤 裕二	※
18		えびの市財政課長	宮浦 浩二	
19		えびの市基地・防災対策課長	坂本 和彦	
20		えびの市市民協働課長	外村 幸一	
21		えびの市観光商工課長	黒松 裕貴	※
22		えびの市健康保険課長	井手平 慎一	
23		えびの市教育委員会 学校教育課長	大河平 隆公	

【委員】 19名

N0	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏 名	備考
1	競技団体	宮崎県ボクシング連盟 副理事長	長嶺 秀昭	
2		宮崎県ボクシング連盟 事務局長	井上 晶子	
3	スポーツ関係	えびの市スポーツ少年団 本部長	赤崎 正史	
4		えびの市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 会長	松葉 一弘	
5	学校関係	日章学園九州国際高等学校 校長	屋田 伸仁	
6	観光・宿泊関係	えびの市スポーツ観光推進協議会 会長	中村 兼法	
7		京町温泉旅館組合 組合長	中村 兼法	
8	医療関係	公益社団法人 宮崎県看護協会 小林・えびの・西諸県地区理事	弓削 尚美	
9	運輸・輸送関係	九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社 企画運輸課長	片田 大士	※
10	社会団体関係	えびの青年会議所 理事長	川畑 博志	
11		えびの市地域婦人連絡協議会 会長	上原 聖	
12		えびの市PTA連絡協議会 会長	大門 哲也	※
13		えびの市芸術文化協会 会長	紫雲 宣子	
14	警備・防災関係	陸上自衛隊第24普通科連隊長兼えびの駐屯地司令	大江 良治	
15	市関係	えびの市財産管理課長	有村 充	
16		えびの市畜産農政課長	川越 政文	
17		えびの市建設課長	榎園 和哉	※
18		えびの市市民環境課長	南鶴 孝	
19		えびの市立病院 事務長	木下 哲美	※

会長 1名
 副会長 5名
 常任委員 23名
 委員 19名
 計 48名

第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第81回国民スポーツ大会において、えびの市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (5) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) えびの市を代表する者
- (2) えびの市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員

(役員の選任)

第6条 会長は、えびの市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に掲げる事項を審議する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。
ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、
代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（常任委員会）

- 第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
 - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
 - 9 第8条の規定は、常任委員会の任期等において準用する。
 - 10 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告のあった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

- 第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 解散

(解散)

第15条 準備委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

第7章 補則

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年8月18日から施行する。

えびの市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第81回国民スポーツ大会えびの市準備委員会会則第10条第4項第4号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 広報及び市民運動に関すること。
- 3 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 4 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。